**平成２４年（フ）第５１２号**
新潟市西蒲区茨島801番地１、前住所新潟市南区新飯田7357番地
破産者　冨田　康隆
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５５９号**
新潟市西区五十嵐２の町7492番地161
破産者　相田千津子
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第６３３号**
静岡県榛原郡吉田町住吉2324番地の１　Ｚｅｉｎ住吉101
破産者　望月　静枝
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第６９４号**
静岡市葵区与一２丁目２番17―211号
破産者　森　　昌弘
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４７１号**
広島市佐伯区湯来町大字下139番地
破産者　板本美須恵
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第４００号**
福岡市早良区南庄６丁目４番６号
破産者　柏原　俊雄
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１７７９号**
福岡県春日市白水池３丁目27番地
破産者　小幡　眞雄
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１７８５号**
福岡県糸島市前原東２丁目11番23号
破産者　福井　和浩
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１８０６号**
福岡市東区和白東１丁目21番37―206号
破産者　伊村　輝道
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第３６７号**
長崎県長崎市稲佐町12番21号、旧住所長崎県長崎市さくらの里１丁目22番42号
破産者　深浦　博文
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第６６号**
長崎県雲仙市国見町神代甲233番地、前住所長崎県雲仙市国見町神代乙254番地１　川西団地Ｄ棟101
破産者　高澤　智子
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２４年（フ）第１６９号**
青森市大字大野字山下29番地１　ザ・ビレッジ大野弐番館202号
破産者　太田　ミサ
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３２６号**
青森市大字筒井字八ツ橋978番地１
破産者　大宮　哲彦
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１６３号**
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩229番地の８
破産者　酒巻　芳男
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２４年（フ）第１７７５号**
神奈川県大和市中央６丁目12番４号、住民票上の住所神奈川県大和市上草柳762番地１
破産者　横沢　明海
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２４２５号**
横浜市戸塚区名瀬町799番地２　東戸塚ビューハイツ507号
破産者　竹村　徹也
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１２４号**
新潟県上越市大潟区渋柿浜1853番地２　ぽいんとはうす202号、前住所新潟県上越市大字上真砂219番地　ケアハウスみのりの家103号
破産者　山田　　猛
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

**平成２３年（フ）第４３０号**
石川県かほく市白尾ネ15番地18
破産者　野村　明夫
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第１２８号**
長野市篠ノ井御幣川1127番地３、前住所長野市大字高田1434番地７
破産者　山口　矩正
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係